

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">酒類の適正な販売管理の確保等について（事務運営指針）</p> <p>第 1 用語の意義 この通達による用語の意義は、次による。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 「販売管理研修」とは、組合法第 86 条の 9 《酒類販売管理者》 <u>第 1 項</u>に規定する研修をいう。</p> <p>(9) 「研修実施団体」とは、組合法第 86 条の 9 《酒類販売管理者》 <u>第 1 項</u>に規定する財務大臣から指定を受けた団体をいう。</p> <p><u>(10) 「標識」とは、組合法第 86 条の 9 《酒類販売管理者》第 9 項に 規定する標識をいう。</u></p> <p>第 2 (省略)</p> <p>第 3 販売管理者の選任等適正な販売管理体制の構築</p> <p>1 小売業者及び販売管理者に対する指導等 酒類業調整官等は、販売場において、酒類の適正な販売管理体制 の構築が図られるよう、小売業者及び販売管理者に対し、以下により 指導等を行う。</p> <p>(1) 小売業者に対する指導等 イ 新規免許付与等における指導等 イ) <u>全て</u>の小売業者に対する指導 「酒類販売業免許通知書」及び「酒類販売業免許の条件緩 和通知書」については、原則として、署幹部から当該免許の</p>	<p style="text-align: center;">酒類の適正な販売管理の確保等について（事務運営指針）</p> <p>第 1 用語の意義 この通達による用語の意義は、次による。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 「販売管理研修」とは、組合法第 86 条の 9 《酒類販売管理者》 <u>第 5 項</u>に規定する研修をいう。</p> <p>(9) 「研修実施団体」とは、組合法第 86 条の 9 《酒類販売管理者》 <u>第 5 項</u>に規定する財務大臣から指定を受けた団体をいう。</p> <p>第 2 (同左)</p> <p>第 3 販売管理者の選任等適正な販売管理体制の構築</p> <p>1 小売業者及び販売管理者に対する指導等 酒類業調整官等は、販売場において、酒類の適正な販売管理体制 の構築が図られるよう、小売業者及び販売管理者に対し、以下により 指導等を行う。</p> <p>(1) 小売業者に対する指導等 イ 新規免許付与等における指導等 イ) <u>すべて</u>の小売業者に対する指導 「酒類販売業免許通知書」及び「酒類販売業免許の条件緩 和通知書」については、原則として、署幹部から当該免許の</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>申請者又は条件緩和の申出者若しくは販売管理者への選任予定者等（以下「申請者等」という。）に対し交付することとするほか、当該交付に際して、酒類指導官は、次の事項に関する説明を集合指導（複数の申請者等を集めて説明することをいう。）又は個別指導により実施し、酒類業調整官はこれを支援する。</p> <p>なお、説明に際しては、別紙1「免許を受けた酒類小売業者の皆様へ」を参考として作成した説明文書を交付するほか、「お酒の適正な販売管理に向けて」（国税庁作成のパンフレット）等を活用するなど、効果的な実施に努める。</p> <p>A 酒税法（昭和28年法律第6号）及び組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行等</p> <p>B 販売管理者の選任・届出</p> <p><u>C 販売管理者に対する販売管理研修の定期受講</u></p> <p><u>D 標識の掲示</u></p> <p><u>E 未成年者の表示基準の遵守</u></p> <p><u>F 未成年者飲酒防止等</u></p> <p>(a) 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の<u>遵守</u></p> <p>(b) チラシ等への未成年者飲酒防止の注意文の掲載</p> <p>(c) 未成年者飲酒防止ポスターの掲示</p> <p>(d) 酒類自動販売機による販売の自粛</p> <p>(e) 未成年者飲酒防止等に資する様々な取組の奨励（レジ</p>	<p>申請者又は条件緩和の申出者若しくは販売管理者への選任予定者等（以下「申請者等」という。）に対し交付することとするほか、当該交付に際して、酒類指導官は、次の事項に関する説明を集合指導（複数の申請者等を集めて説明することをいう。）又は個別指導により実施し、酒類業調整官はこれを支援する。</p> <p>なお、説明に際しては、別紙1「<u>新たに</u>免許を受けた酒類小売業者の皆様へ」を参考として作成した説明文書<u>及び別紙2「酒類の適正な販売管理の確保について（依頼）」</u>を交付するほか、「お酒の適正な販売管理に向けて」（国税庁作成のパンフレット）等を活用するなど、効果的な実施に努める。</p> <p>A 酒税法（昭和28年法律第6号）及び組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行</p> <p>B 販売管理者の選任・届出</p> <p><u>C 未成年者の表示基準の遵守</u></p> <p><u>D 未成年者飲酒防止等の推進</u></p> <p>(a) 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）、<u>酒税法（免許取消要件）の周知</u></p> <p>(b) チラシ等への未成年者飲酒防止の注意文の掲載</p> <p>(c) 未成年者飲酒防止ポスターの掲示</p> <p>(d) 酒類自動販売機による販売の自粛</p> <p>(e) 未成年者飲酒防止等に資する様々な取組の奨励（レジ</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>袋の透明化、レジ袋への未成年者飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等)</p> <p>G 酒類の公正な取引</p> <p>(a) <u>「酒類の公正な取引に関する基準」(平成 29 年 3 月 31 日国税庁告示第 2 号)</u>、「酒類に関する公正な取引のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日)、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成 21 年 12 月 18 日公正取引委員会)及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(平成 21 年 12 月 18 日公正取引委員会)の周知<u>及び遵守</u></p> <p>(b) 不適切な廉売を連想させるチラシ及び酒類の目玉商品的な取扱いの自粛など節度ある販売</p> <p>H 酒類容器等のリサイクル</p> <p>(ロ) 小売業者の販売形態及び販売場の立地等に応じた指導等一般的な販売場に比べ未成年者飲酒防止及び飲酒運転防止について格別の注意を行う必要があると認められる販売場に係る新規免許付与又は条件緩和等(以下「免許付与等」という。)の際には、当該販売場の立地、販売形態等の特殊性に<u>鑑み</u>、上記(イ)による指導に加え、年齢確認の徹底、未成年者飲酒防止及び飲酒運転防止のための店内放送の実施等のほか、次の事項に関する指導を実施する。</p> <p>なお、当該指導に際しては、未成年者飲酒防止及び飲酒運転防止の法令の遵守に係る宣言文等の店頭・店内掲示を指導するなど、効果的と考えられる様々な取組の実施について、</p>	<p>袋の透明化、レジ袋への未成年者飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等)</p> <p>E 酒類の公正な取引の<u>推進</u></p> <p>(a) 「酒類に関する公正な取引のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日)、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成 21 年 12 月 18 日公正取引委員会)及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(平成 21 年 12 月 18 日公正取引委員会)の周知</p> <p>(b) 不適切な廉売を連想させるチラシ及び酒類の目玉商品的な取扱いの自粛など節度ある販売</p> <p>F 酒類容器等のリサイクルの<u>推進</u></p> <p>(ロ) 小売業者の販売形態及び販売場の立地等に応じた指導等一般的な販売場に比べ未成年者飲酒防止及び飲酒運転防止について格別の注意を行う必要があると認められる販売場に係る新規免許付与又は条件緩和等(以下「免許付与等」という。)の際には、当該販売場の立地、販売形態等の特殊性に<u>かんがみ</u>、上記(イ)による指導に加え、年齢確認の徹底、未成年者飲酒防止及び飲酒運転防止のための店内放送の実施等のほか、次の事項に関する指導を実施する。</p> <p>なお、当該指導に際しては、未成年者飲酒防止及び飲酒運転防止の法令の遵守に係る宣言文等の店頭・店内掲示を指導するなど、効果的と考えられる様々な取組の実施について、</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>集合指導又は個別指導により奨励する。</p> <p>A コンビニエンス・ストア</p> <p>(a) 防犯カメラの酒類売場への設置の検討</p> <p>(b) 夜間に未成年者の入店が多い販売場における未成年者飲酒防止のための効果的な対策の検討及び実施</p> <p>(c) 過度な広告の自粛の検討</p> <p>B スーパーマーケット</p> <p>(a) 防犯カメラの酒類売場への設置の検討</p> <p>(b) 不適切な廉売を行わないこと等公正な取引の徹底</p> <p>(c) チラシ等への「未成年者には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>C・D (省略)</p> <p>E 量販店（ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店等を含む。）</p> <p>(a) 不適切な廉売を行わないこと等公正な取引の徹底</p> <p>(b) チラシ等への「未成年者には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p>	<p>集合指導又は個別指導により奨励する。</p> <p>A コンビニエンス・ストア</p> <p>(a) <u>夜間（23時から翌日5時までをいう。以下同じ。）において販売管理者不在の際に販売管理者に代わる責任者を指名する場合の成年者の指名</u></p> <p>(b) 防犯カメラの酒類売場への設置の検討</p> <p>(c) 夜間に未成年者の入店が多い販売場における未成年者飲酒防止のための効果的な対策の検討及び実施</p> <p>(d) 過度な広告の自粛の検討</p> <p>B スーパーマーケット</p> <p>(a) <u>夜間において販売管理者不在の際に販売管理者に代わる責任者を指名する場合の成年者の指名</u></p> <p>(b) 防犯カメラの酒類売場への設置の検討</p> <p>(c) 不適切な廉売を行わないこと等公正な取引の徹底</p> <p>(d) チラシ等への「未成年者には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p> <p>C・D (同左)</p> <p>E 量販店（ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店等を含む。）</p> <p>(a) <u>夜間において販売管理者不在の際に販売管理者に代わる責任者を指名する場合の成年者の指名</u></p> <p>(b) 不適切な廉売を行わないこと等公正な取引の徹底</p> <p>(c) チラシ等への「未成年者には酒類を販売しない。年齢確認を実施している。」旨の掲載</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>F～H (省略)</p> <p>ロ 既存の小売業者に対する指導</p> <p>酒類業調整官等は、酒類小売業界の環境変化等に<u>鑑み</u>、イ(ロ)の販売形態等に属する既存の小売業者に対して、販売管理研修や公正取引委員会、警察署等の関係行政機関等との連携による説明会等の機会を捉えて、その販売形態等の特殊性に配慮した指導を実施する。</p> <p>ハ 販売管理者の選任についての指導</p> <p>酒類業調整官等は、<u>販売管理者について、過去3年以内に販売管理研修を受講しており、かつ、</u>販売場における酒類の販売業務について責任をもって管理できる立場にある者<u>(店長、酒類売場の責任者等)</u>を選任し、選任後2週間以内に、「酒類販売管理者選任(解任)届出書」(組合規則別紙様式第11の9、以下「選任届出書」という。)<u>及び酒類販売管理研修受講証(組合規則別紙様式第11の6、以下「受講証」という。)</u>の写しを販売場の所在地を所轄する税務署へ提出するよう指導する。</p> <p><u>また、販売管理者を解任し新たな販売管理者を選任することとなった場合も、過去3年以内に販売管理研修を受講した者から選任し、選任後速やかに、選任届出書及び受講証の写しを提出するよう併せて指導する。</u></p> <p>なお、一の販売場において選任される販売管理者は、1名であることを留意する。</p> <p><u>(注) 1 販売管理者の急な退職等により、小売業者の酒類業務に従事する者のうちに過去3年以内に販売管理研修を</u></p>	<p>F～H (同左)</p> <p>ロ 既存の小売業者に対する指導</p> <p>酒類業調整官等は、酒類小売業界の環境変化等に<u>かんがみ</u>、イ(ロ)の販売形態等に属する既存の小売業者に対して、販売管理研修や公正取引委員会、警察署等の関係行政機関等との連携による説明会等の機会を捉えて、その販売形態等の特殊性に配慮した指導を実施する。</p> <p>ハ 販売管理者の選任についての指導</p> <p>酒類業調整官等は、販売場における酒類の販売業務について責任をもって管理できる立場にある者、<u>例えば、</u>店長、酒類売場の責任者等を選任するよう指導するとともに、<u>販売管理者を選任後2週間以内に、「酒類販売管理者選任(解任)届出書」(組合規則別紙様式第11の5、以下「選任届出書」という。)</u>を販売場の所在地を所轄する税務署へ提出するよう併せて指導する。</p> <p>なお、一の販売場において選任される販売管理者は、1名であることを留意する。</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>受講した者が欠けるに至った状態を把握した場合には、第4の1により、速やかに、研修を受講させ販売管理者を選任するよう指導する。</u></p> <p><u>(注) 2</u> 販売管理者については、小売業者又は販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者（以下「従業者等」という。）に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令（<u>組合規則第11条の9各号に規定する法令等</u>をいう。以下同じ。）を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせるものである。</p> <p><u>(注) 3</u> 薬用酒（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>の規定により厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。）のみの販売場については、販売管理者を選任しなくても差し支えない。</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ 販売管理者の氏名等<u>を記載した標識の掲示</u>についての指導 酒類業調整官等は、<u>販売場ごとに</u>、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名や販売管理者が<u>最後に</u>販売管理研修を受講した事績等<u>を記載した標識</u>を掲示するよう<u>指導</u>する。</p>	<p><u>(注) 1</u> 販売管理者については、小売業者又は販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者（以下「従業者等」という。）に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令（<u>酒税法、組合法、未成年者飲酒禁止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法令</u>をいう。以下同じ。）を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせるものである<u>ことに留意する</u>。</p> <p><u>(注) 2</u> 薬用酒（<u>薬事法</u>の規定により厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。）のみの販売場については、販売管理者を選任しなくても差し支えない。</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ホ 販売管理者の氏名等<u>の掲示</u>についての<u>啓発</u> 酒類業調整官等は、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名や販売管理者が販売管理研修を受講した事績等（<u>以下「受講事績等」という。</u>）を掲示するよう<u>啓発</u>する。</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>△ 酒類の適切な販売管理に関する周知</u> <u>酒類業調整官等は、小売業者に対し、別紙2「酒類の適切な販売管理について」を「酒類の販売数量等報告書」(様式番号CC1-5604)、『『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」(様式番号CC1-3007)に同封するなどの方法により送付し、酒類の適切な販売管理に関する周知を図る。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第4 販売管理研修の受講指導等 <u>(削除)</u></p> <p><u>1 酒類小売業免許の申請者等に対する販売管理研修の受講指導等</u> 酒類業調整官等は、酒類小売業免許の申請者等に対し、<u>販売管理者は販売管理研修を受講した者のうちから選任しなければならない</u></p>	<p><u>なお、啓発に当たっては、受講事績等の揭示には販売管理者の同意を得て行うべきである旨小売業者に説明するなど、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第15号)に留意する。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>第4 販売管理研修の受講指導等</p> <p><u>1 販売管理研修の確実な受講指導</u> <u>酒類業調整官等は、販売管理研修の意義及び必要性を周知するとともに、小売業者が販売管理者に選任した者にもれなく販売管理研修を受講させるよう指導する。</u></p> <p><u>(注) 組合法において、小売業者は販売管理者に販売管理研修を受けさせるよう努めなければならない(第86条の9第5項)とされており、努力義務であることから、販売管理研修の受講を強制することのないよう留意する。</u></p> <p><u>2 酒類小売業免許の申請者等に対する販売管理研修の受講啓発</u> <u>酒類の適正な販売管理を確保するためには、早期の販売管理研修の受講が必要と考えられることから、酒類業調整官等は、酒類小売</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>いこと、及び当該選任は酒類の販売業務を開始するときまでに行なわなければならないことを説明し、必要に応じて別紙3「酒類販売管理研修の受講について」を参考に、販売管理研修実施計画を周知する。</u></p> <p>また、期限付酒類小売業免許（以下「期限付免許」という。）の申請者等に対しては、当該期限付免許の付与時まで選任届出書を申請販売場の所轄税務署長に提出するよう指導する。</p> <p><u>なお、期限付免許の販売場においても販売管理研修を受講した者のうちから販売管理者を選任する必要がある旨、機会を捉えて周知する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 販売管理者を選任した小売業者に対する受講指導等</p> <p>酒類業調整官等は、小売業者から選任届出書の提出<u>があった場合において、過去3年以内に販売管理研修を受けていない者を選任した場合</u>には、<u>販売管理者を選任したこととはならないことから、当該小売業者に対し、速やかに次のいずれかの指導を行う。</u></p>	<p>業免許の申請者等に対して<u>当該研修の必要性を説明し、販売管理者の選任予定者や受講予定日等について聴取するとともに、当該免許付与等の前の受講を含め、できるだけ早期に受講するよう啓発する。</u></p> <p>また、期限付酒類小売業免許（以下「期限付免許」という。）の申請者に対しては、<u>販売管理者の確実な選任を促す観点から、当該期限付免許の付与時まで選任届出書を申請販売場の所轄税務署長に提出するよう指導するとともに、期限付免許の販売場（以下「期限付販売場」という。）において販売管理者に選任予定の者に、あらかじめ販売管理研修を受講させておくよう機会を捉えて啓発する等、期限付販売場における適正な販売管理の確保を図る。</u></p> <p><u>なお、啓発に当たっては、当該申請者等に対し、必要に応じ、別紙3「酒類販売管理研修について」を参考に管轄区域内の販売場の販売管理者が対象となる販売管理研修実施計画を周知する。</u></p> <p>3 新規免許付与等の際における受講指導等</p> <p><u>酒類業調整官等は、新規免許付与等の際、当該申請者等に対し、第3の1(1)に併せ、販売管理者に選任した者に販売管理研修を受講させるよう指導する。また、別紙3を参考に管轄区域内の販売場の販売管理者が対象となる販売管理研修実施計画を周知する。</u></p> <p>4 新たな販売管理者を選任した小売業者に対する受講指導等</p> <p>酒類業調整官等は、小売業者からの<u>選任届出書の提出等により、販売管理者を解任し新たな販売管理者を選任した事実を把握した場合</u>には、当該小売業者に対し、<u>販売管理者に選任した者に販売管理研修を受講させるよう指導する。また、必要に応じ、別紙3を参</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>① <u>過去3年以内に販売管理研修を受講した者のうちから改めて販売管理者を選任し、速やかに選任届出書を提出すること</u></p> <p>② <u>当該選任届出書に記載した者に販売管理研修を受講させた後、速やかに当該受講証の写しを提出すること（この場合の選任年月日は、販売管理研修を受講させた日とする。）</u></p> <p>3 販売管理研修の定期的な受講指導等</p> <p>(1) <u>販売管理研修の定期的な受講指導</u> <u>小売業者は、販売管理者の知識の維持・向上を図り、酒類の適正な販売管理を確保するため、販売管理者に販売管理研修を3年を超えない期間ごと（以下「定期的」という。）に受講させることが義務付けられていることから、酒類業調整官等は、小売業者に対し、販売管理者等に定期的に販売管理研修を受講させるよう指導するとともに、研修実施団体に対しても、構成員である小売業者に周知等を図るよう要請する。</u></p> <p>(2) <u>定期的な販売管理研修の受講の通知等</u> <u>定期的な販売管理研修の受講については、第3の1(1)へにより小売業者に対して周知を図るほか、税務署長は、次表に掲げる区分に応じ、小売業者に対して、別紙4「酒類販売管理研修について《定期研修のお知らせ》」により、販売管理者に定期的な販売管理研修を受講させるよう通知する。</u></p>	<p><u>考に管轄区域内の販売場の販売管理者が対象となる販売管理研修実施計画を周知する。</u></p> <p>5 販売管理研修の定期的な実施及び受講指導等</p> <p>(1) <u>酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性にかんがみ、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、販売管理者の知識の維持・向上を図るため、酒類業調整官等は、研修実施団体に対し、その構成員である小売業者等におおむね3年ごと（以下「定期的」という。）の販売管理研修を受講させることを求める等、販売管理研修の定期的な実施に努めるよう指導するとともに、小売業者に対して、販売管理者に定期的に販売管理研修を受講させるよう指導する。</u> <u>(注) 指導に当たっては、販売管理研修の定期的な受講を強制することのないよう留意する。</u></p> <p>(2) <u>税務署長は、次表に掲げる区分に応じ、自署管内に所在する販売場のうち定期的な販売管理研修の受講の対象となる販売管理者を選任している小売業者に対して、別紙4「酒類販売管理研修について《再受講のお願い》」を参考に管轄区域内の販売管理研修実施計画を周知する。</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前																						
<p>なお、署の実情に応じて、<u>通知</u>時期を変更しても差し支えない。</p>	<p>なお、署の実情に応じて、<u>適宜、周知対象又は周知</u>時期を変更しても差し支えない。</p>																						
<table border="1" data-bbox="353 402 1012 790"> <thead> <tr> <th>前回の研修受講日</th> <th><u>通知</u>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自：<u>平成26年10月1日</u> 至：<u>平成27年1月31日</u></td> <td>平成<u>29年7～9月</u></td> </tr> <tr> <td>自：<u>平成27年2月1日</u> 至：<u>平成27年5月31日</u></td> <td>平成<u>29年11～12月</u></td> </tr> <tr> <td>自：<u>平成27年6月1日</u> 至：<u>平成27年9月30日</u></td> <td>平成<u>30年3～4月</u></td> </tr> <tr> <td><u>自：平成27年10月1日</u> <u>至：平成28年1月31日</u></td> <td><u>平成30年7～9月</u></td> </tr> </tbody> </table>	前回の研修受講日	<u>通知</u> 時期	自： <u>平成26年10月1日</u> 至： <u>平成27年1月31日</u>	平成 <u>29年7～9月</u>	自： <u>平成27年2月1日</u> 至： <u>平成27年5月31日</u>	平成 <u>29年11～12月</u>	自： <u>平成27年6月1日</u> 至： <u>平成27年9月30日</u>	平成 <u>30年3～4月</u>	<u>自：平成27年10月1日</u> <u>至：平成28年1月31日</u>	<u>平成30年7～9月</u>	<table border="1" data-bbox="1236 402 2011 705"> <thead> <tr> <th>前回の研修受講日</th> <th><u>再受講の受講期間</u></th> <th><u>周知</u>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自：<u>平成19年10月1日</u> 至：<u>平成20年3月31日</u></td> <td><u>自：平成22年10月1日</u> <u>至：平成23年3月31日</u></td> <td>平成<u>22年8～9月</u></td> </tr> <tr> <td>自：<u>平成20年4月1日</u> 至：<u>平成20年9月30日</u></td> <td><u>自：平成23年4月1日</u> <u>至：平成23年9月30日</u></td> <td>平成<u>23年2～3月</u></td> </tr> <tr> <td>自：<u>平成20年10月1日</u> 至：<u>平成21年3月31日</u></td> <td><u>自：平成23年10月1日</u> <u>至：平成24年3月31日</u></td> <td>平成<u>23年8～9月</u></td> </tr> </tbody> </table>	前回の研修受講日	<u>再受講の受講期間</u>	<u>周知</u> 時期	自： <u>平成19年10月1日</u> 至： <u>平成20年3月31日</u>	<u>自：平成22年10月1日</u> <u>至：平成23年3月31日</u>	平成 <u>22年8～9月</u>	自： <u>平成20年4月1日</u> 至： <u>平成20年9月30日</u>	<u>自：平成23年4月1日</u> <u>至：平成23年9月30日</u>	平成 <u>23年2～3月</u>	自： <u>平成20年10月1日</u> 至： <u>平成21年3月31日</u>	<u>自：平成23年10月1日</u> <u>至：平成24年3月31日</u>	平成 <u>23年8～9月</u>
前回の研修受講日	<u>通知</u> 時期																						
自： <u>平成26年10月1日</u> 至： <u>平成27年1月31日</u>	平成 <u>29年7～9月</u>																						
自： <u>平成27年2月1日</u> 至： <u>平成27年5月31日</u>	平成 <u>29年11～12月</u>																						
自： <u>平成27年6月1日</u> 至： <u>平成27年9月30日</u>	平成 <u>30年3～4月</u>																						
<u>自：平成27年10月1日</u> <u>至：平成28年1月31日</u>	<u>平成30年7～9月</u>																						
前回の研修受講日	<u>再受講の受講期間</u>	<u>周知</u> 時期																					
自： <u>平成19年10月1日</u> 至： <u>平成20年3月31日</u>	<u>自：平成22年10月1日</u> <u>至：平成23年3月31日</u>	平成 <u>22年8～9月</u>																					
自： <u>平成20年4月1日</u> 至： <u>平成20年9月30日</u>	<u>自：平成23年4月1日</u> <u>至：平成23年9月30日</u>	平成 <u>23年2～3月</u>																					
自： <u>平成20年10月1日</u> 至： <u>平成21年3月31日</u>	<u>自：平成23年10月1日</u> <u>至：平成24年3月31日</u>	平成 <u>23年8～9月</u>																					
<p>(注) 以降、同様に、<u>上記の区分の期間（月間）ごとに定期的な研修を受講するよう通知する。</u></p>	<p>(注) 以降、同様に、<u>再受講の受講期間は、前回の研修受講日から3年後の4月～9月（周知時期2～3月）又は10月～翌3月（周知時期8～9月）の間とする。</u></p>																						
<p><u>(3) 未受講者を選任している小売業者に対する指導等</u> 販売管理者が定期的な販売管理研修を受講していない場合は、当該販売管理者を選任している小売業者に対し、個別に又は(2)の通知時期に併せて別紙4-1「酒類販売管理研修について《定期研修のお知らせ》」を送付するなどの方法により、定期的な販売管理研修を受講させるよう指導を行う。</p> <p><u>(4) 指導に従わない小売業者に対する勧告</u> (3)の指導を繰り返してもこれに従わない小売業者に対しては、別紙5により、期限を定めて必要な措置を取るべきことを勧告す</p>																							

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>る。</u></p> <p><u>(5) 勧告に従わない小売業者に対する命令の取扱い</u> <u>(4)の勧告に従わない小売業者に対しては、別紙6に別紙6-1</u> <u>の教示文書を添付し、期限を定めてその勧告に係る措置を取るべ</u> <u>きことを命令する。</u></p> <p><u>なお、小売業者に対する命令に当たっては、これに従わず罰金</u> <u>刑に処せられた場合は免許の取消し事由に該当する旨を十分に</u> <u>説明する。</u></p> <p>4 <u>特殊酒類小売業免許等の販売場における販売管理研修の受講等の</u> <u>取扱い</u></p> <p>(1) 特殊酒類小売業免許等の販売場における販売管理研修の受講 の取扱い</p> <p>特殊酒類小売業免許等について<u>も</u>、当該販売場の販売管理者 <u>は、過去3年以内に販売管理研修を受講している必要があること</u> <u>に留意する。</u></p> <p>(注) 特殊酒類小売業免許等とは、特殊酒類小売業免許及び旧 みりん小売業免許等（平成 18 年 3 月 24 日付課酒 1-10 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正に</p>	<p>6 特殊酒類小売業免許等の販売場における販売管理研修の受講等の 取扱い</p> <p>(1) 特殊酒類小売業免許等の販売場における販売管理研修の受講 の取扱い</p> <p>特殊酒類小売業免許等について<u>は</u>、当該販売場の販売管理者 <u>が、酒類業調整官等から酒類の適正な販売管理について説明を受</u> <u>けている場合には、販売管理研修を受講させなくても差し支えな</u> <u>い。</u></p> <p><u>なお、これらの免許について条件緩和等の申出により免許の条</u> <u>件が緩和等され、当該免許による小売販売以外の小売販売が可能</u> <u>となった場合には、小売業者は当該販売管理者に、速やかに販売</u> <u>管理研修を受講させるよう努めなければならないのであるから</u> <u>留意する。</u></p> <p>(注) 1 特殊酒類小売業免許等とは、特殊酒類小売業免許及び旧 みりん小売業免許等（平成 18 年 3 月 24 日付課酒 1-10 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正に</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>ついて」(法令解釈通達)により、別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第9条第1項関係8「酒類販売業免許等の区分及びその意義」(1)イ(イ) <u>《一般酒類小売業免許》</u>に免許区分が変更された後も、従前の免許区分に基づく免許条件が付されているもの。)をいう。</p> <p>(2) 一の施設内に小売業免許を付与した販売場が複数ある場合における販売管理研修の受講<u>及び販売管理者の選任</u>の取扱い 船舶内、駅構内、競技場等、一の施設内に小売業免許を付与した販売場(以下「施設内販売場」という。)が複数ある場合には、<u>それぞれの施設内販売場において、過去3年以内に販売管理研修を受講している者のうちから販売管理者を選任する必要がある。</u></p>	<p>ついて」(法令解釈通達)により、別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第9条第1項関係8「酒類販売業免許等の区分及びその意義」(1)イ(イ)一般酒類小売業免許に免許区分が変更された後も、従前の免許区分に基づく免許条件が付されているもの<u>で、変更前の免許区分が次のもの。</u>)をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>みりん小売業免許</u> ・ <u>船用品等取扱業者酒類小売業免許</u> ・ <u>製菓用等の原料用酒類の小売業免許(その他特殊酒類小売業免許)</u> ・ <u>自己輸入酒類の小売業免許(その他特殊酒類小売業免許)</u> <p><u>(注)2 特殊酒類小売業免許等を付与されている販売場においては、販売する酒類が主として調味料として使用されるみりに限られていることや、販売先が特定の業種に限られたものとなっていること等から、当該販売場における販売管理者については、販売管理研修を受講しなくても差し支えない。</u></p> <p>(2) 一の施設内に小売業免許を付与した販売場が複数ある場合における販売管理研修の受講の取扱い 船舶内、駅構内、競技場等、一の施設内に小売業免許を付与した販売場(以下「施設内販売場」という。)が複数ある場合において、<u>酒類の販売方法が客の注文を受けて引き渡す方法である施設内販売場の販売管理者が販売管理研修を受講している同</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>一施設内の他の販売管理者から酒類の適正な販売管理に関する必要な研修（以下「社内研修」という。）を受け、かつ、当該小売業者が当該社内研修の実施状況についてその実施した日の属する月の翌月末日までに別紙5「酒類の販売管理に関する社内研修の実施報告書」に別紙6「酒類の販売管理に関する社内研修受講者名簿」を添えて当該施設の所在地を所轄する税務署長に報告した場合には、当該社内研修を受けた販売管理者については販売管理研修を受講させなくても差し支えない（定期的な販売管理研修の受講を含む。）。</u></p> <p><u>なお、別紙6に代えて別に定める国税庁の指定するフォーマットの電子ファイル（様式は別紙6と同じ。）に必要事項を入力したファイルをフロッピーディスク等に格納して提出させることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 当該施設内販売場の販売方法が客の注文を受けて酒類を引き渡す方法以外の方法となった場合には、小売業者は当該販売管理者に、速やかに販売管理研修を受講させるよう努めなければならないのであるから留意する。</u></p> <p>7 既に販売管理研修を受講している者を販売管理者として選任した場合の取扱い</p> <p><u>酒類業調整官等は、既に販売管理研修を受講している者（直前の販売管理研修の受講日から3年を経過する日が、選任日から3か月を経過する日までに到来する者を除く。）を選任した小売業者に対しては、選任届出書の提出時に酒類販売管理研修受講証（組合規則別紙様式第11の7、以下「受講証」という。）の写しを添付するよ</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>第5 研修実施団体の指定等</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 研修実施団体の指定</p> <p>(1) 指定の審査</p> <p>指定申請があった場合における当該申請団体の資格要件の審査については、組合規則第11条の12《指定の基準》及び法令解釈通達第86条の9《酒類販売管理者》<u>第1項</u>関係に規定されている審査基準に基づいて行う。</p> <p>(2) 販売管理研修の研修講師</p> <p>法令解釈通達第86条の9《酒類販売管理者》<u>第1項関係7(2)</u>に規定する「酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を</p>	<p><u>う指導する。</u></p> <p><u>なお、当該受講証の写しの添付がない場合、酒類業調整官等は、受講時期等（受講事績）を聴取し、販売管理研修の受講事績を確認する。</u></p> <p>8 未受講である販売管理者を選任している小売業者に対する指導</p> <p><u>酒類業調整官等は、販売管理研修又は定期的な販売管理研修が未受講である販売管理者を選任している小売業者に対しては、積極的に受講させるよう指導する。</u></p> <p><u>(注) 未受講とは、販売管理者に選任後、販売管理研修を受講せずに3か月を経過したもの又は定期的な販売管理研修を受講せずに第4の5(2)における「再受講の受講期間」を経過したものをいう。</u></p> <p>第5 研修実施団体の指定等</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 研修実施団体の指定</p> <p>(1) 指定の審査</p> <p>指定申請があった場合における当該申請団体の資格要件の審査については、組合規則第11条の12《指定の基準》及び法令解釈通達第86条の9《酒類販売管理者》<u>第5項</u>関係に規定されている審査基準に基づいて行う。</p> <p>(2) 販売管理研修の研修講師</p> <p>法令解釈通達第86条の9《酒類販売管理者》<u>第5項関係3(2)</u>に規定する「酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>有している」者とは、研修実施団体の推薦を受けて、国税庁が実施する販売管理研修の研修講師養成のための研修（以下「<u>庁実施研修</u>」という。）を受講した者、国税庁長官が指定した研修実施団体が実施する販売管理研修の研修講師養成のための講習（以下「<u>コア講師講習</u>」という。）を受講した者又はこれらの者を講師として当該団体が実施する所定の講習（以下「<u>研修講師講習</u>」という。）を<u>おおむね3年以内に受講した者であることその他酒類の販売業務に関する法令に精通していると認められる者であること</u>をいう。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 指定の通知</p> <p>研修実施団体の指定又は指定の拒否をする場合は、決議を行った上で、指定する場合は別紙7「<u>酒類販売管理研修実施団体指定通知書</u>」により、また、指定を拒否する場合は別紙8「<u>酒類販売管理研修実施団体指定拒否通知書</u>」に行政手続法（平成5年法律第88号）第8条《理由の提示》の規定に基づく理由を付記の上、<u>別紙6-1</u>の<u>教示文書を添付し、申請団体に通知する。</u></p> <p>なお、国税局において指定の拒否をする場合には、事前に国税庁と協議する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>有している」者とは、<u>例えば</u>、研修実施団体の推薦を受けて、国税庁が実施する販売管理研修の研修講師養成のための研修（以下「<u>庁実施研修</u>」という。）を受講した者、国税庁長官が指定した研修実施団体が実施する販売管理研修の研修講師養成のための講習（以下「<u>コア講師講習</u>」という。）を受講した者又はこれらの者を講師として当該団体が実施する所定の講習（以下「<u>研修講師講習</u>」という。）を受講した者<u>等</u>をいう。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 指定の通知</p> <p>研修実施団体の指定又は指定の拒否をする場合は、決議を行った上で、指定する場合は別紙7「<u>酒類販売管理研修実施団体指定通知書</u>」により、また、指定を拒否する場合は別紙8「<u>酒類販売管理研修実施団体指定拒否通知書</u>」に行政手続法（平成5年法律第88号）第8条《理由の提示》の規定に基づく理由を付記の上、<u>次表（異議申立て先等の区分）に従って</u>教示文書を添付し、申請団体に通知する。</p> <p>なお、国税局において指定の拒否をする場合には、事前に国税庁と協議する。</p> <p><u>(異議申立て先等の区分)</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前																
<p>(5) (省略)</p> <p>3 研修実施団体の指定の取消し</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 指定の強制取消し</p> <p>イ 聴聞の実施</p> <p>国税局長又は国税庁長官は、組合規則第 11 条の 13 《指定の取消し》の規定に基づき研修実施団体の指定の取消しをしようとする場合には、聴聞手続を行う。</p> <p>なお、聴聞は、財務省聴聞手続規則（平成 6 年大蔵省令第 98 号）により行うこと。</p> <p>ロ 指定取消し等の通知</p> <p>聴聞の結果、研修実施団体の指定を取り消す等の場合は、次による。</p> <p>(イ) 指定を取り消す場合</p> <p>別紙 11「酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書」に行政手続法第 8 条《理由の提示》の規定に基づく理由を付記の上、<u>別紙 6-1</u>の教示文書を添付し、研修実施団体に通知す</p>	<table border="1" style="margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>処分権者</u> <u>(発信者名)</u></th> <th style="text-align: center;">異議申立て先</th> <th style="text-align: center;">審査請求先</th> <th style="text-align: center;"><u>教示文書</u> <u>(別紙 8・11 共通)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">税務署長</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">国税局長</td> <td style="text-align: center;">別紙 8-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国税局長</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">国税庁長官</td> <td style="text-align: center;">別紙 8-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国税庁長官</td> <td style="text-align: center;">国税庁長官</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">別紙 8-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (同左)</p> <p>3 研修実施団体の指定の取消し</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 指定の強制取消し</p> <p>イ 聴聞の実施</p> <p>国税局長又は国税庁長官は、組合規則第 11 条の 13 《指定の取消し》の規定に基づき研修実施団体の指定の取消しをしようとする場合には、聴聞手続を行う。</p> <p>なお、聴聞は、財務省聴聞手続規則（平成 6 年大蔵省令第 98 号）により行うこと。</p> <p>ロ 指定取消し等の通知</p> <p>聴聞の結果、研修実施団体の指定を取り消す等の場合は、次による。</p> <p>(イ) 指定を取り消す場合</p> <p>別紙 11「酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書」に行政手続法第 8 条《理由の提示》の規定に基づく理由を付記の上、<u>2(4)の表（異議申立て先等の区分）に掲げる区分にし</u></p>	<u>処分権者</u> <u>(発信者名)</u>	異議申立て先	審査請求先	<u>教示文書</u> <u>(別紙 8・11 共通)</u>	税務署長	二	国税局長	別紙 8-1	国税局長	二	国税庁長官	別紙 8-2	国税庁長官	国税庁長官	二	別紙 8-3
<u>処分権者</u> <u>(発信者名)</u>	異議申立て先	審査請求先	<u>教示文書</u> <u>(別紙 8・11 共通)</u>														
税務署長	二	国税局長	別紙 8-1														
国税局長	二	国税庁長官	別紙 8-2														
国税庁長官	国税庁長官	二	別紙 8-3														

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(ロ) 指定を取り消さない場合</p> <p>別紙 12「酒類販売管理研修実施団体指定取消しの聴聞結果通知書」により研修実施団体に通知する。</p> <p>ハ 国税庁長官への連絡</p> <p>国税局長は、別紙 11 又は別紙 12 により研修実施団体に通知したときは、速やかに国税庁長官に連絡する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 研修実施団体の見直し</p> <p>国税庁及び国税局は、各研修実施団体（解散等により指定の取消が予定されている者を除く。）について、組合法第 86 条の 9 <u>第 1 項</u>、組合規則第 11 条の 12 に基づき、運営状況、受講手数料等が指定基準を満たしているかについて、研修実施団体から提出される事業報告書等に基づいて毎年検討を行い、満たしていない場合には早期に是正するよう指導する。</p> <p>なお、是正の指導を行ったにもかかわらず、研修実施団体が指導に従わず、当該研修実施団体が指定基準を満たさない状態が継続している場合には指定の強制取消手続に移行することとする。</p> <p>6 販売管理研修の運営</p> <p>(1) <u>庁実施研修等の運営</u></p> <p>イ <u>庁実施研修</u></p> <p><u>庁実施研修は、酒類の販売業務に関する法令について大幅な制度変更等が生じ、早急にコア講師を養成する必要があると判</u></p>	<p><u>たがって</u> 教示文書を添付し、研修実施団体に通知する。</p> <p>(ロ) 指定を取り消さない場合</p> <p>別紙 12「酒類販売管理研修実施団体指定取消しの聴聞結果通知書」により研修実施団体に通知する。</p> <p>ハ 国税庁長官への連絡</p> <p>国税局長は、別紙 11 又は別紙 12 により研修実施団体に通知したときは、速やかに国税庁長官に連絡する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 研修実施団体の見直し</p> <p>国税庁及び国税局は、各研修実施団体（解散等により指定の取消が予定されている者を除く。）について、組合法第 86 条の 9 <u>第 5 項</u>、組合規則第 11 条の 12 に基づき、運営状況、受講手数料等が指定基準を満たしているかについて、研修実施団体から提出される事業報告書等に基づいて毎年検討を行い、満たしていない場合には早期に是正するよう指導する。</p> <p>なお、是正の指導を行ったにもかかわらず、研修実施団体が指導に従わず、当該研修実施団体が指定基準を満たさない状態が継続している場合には指定の強制取消手続に移行することとする。</p> <p>6 販売管理研修の運営</p> <p>(1) <u>販売管理研修の講師講習の実施報告書等の提出</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>断される場合において実施する。</u></p> <p><u>国税庁長官は、庁実施研修を実施した場合は別紙13-1「酒類販売管理研修講師講習受講者名簿（コア講師講習）」を作成する。</u></p> <p><u>ロ コア講師講習</u></p> <p><u>(イ) コア講師講習の講師等</u></p> <p><u>コア講師講習の講師は国税庁又は国税局の担当者が行うとともに、当該講習を実施する団体は、関係する官公庁に担当者の講師派遣を要請する。</u></p> <p><u>なお、コア講師講習の内容は、酒類の販売業務に関する法令について十分な知識を修得させるものでなければならない。</u></p> <p><u>(ロ) 実施前における報告</u></p> <p>国税庁長官が指定した研修実施団体がコア講師講習を実施する場合には、当該講習を実施する日の<u>1か月</u>前までに講習の概要を国税庁長官に報告させる。</p> <p>講習内容が十分でないと認められる場合は、国税庁長官は、講習内容を修正の上実施するよう指導する。</p> <p><u>(ハ) 実施報告書の提出</u></p> <p>国税庁長官が指定した研修実施団体がコア講師講習を実施した場合には、当該講習を実施した日の属する月の翌月末日までに別紙13「<u>酒類販売管理研修の講師講習実施報告書</u>」に別紙13-1を添えて国税庁長官に提出させる。</p> <p>国税庁長官は、別紙13及び別紙13-1の提出を受けた場</p>	<p><u>イ</u> コア講師講習</p> <p><u>(イ) 実施前における報告</u></p> <p>国税庁長官が指定した研修実施団体がコア講師講習を実施する場合には、当該講習を実施する日の<u>1週間</u>前までに講習の概要を国税庁長官に報告させる。</p> <p>講習内容が十分でないと認められる場合は、国税庁長官は、講習内容を修正の上実施するよう指導する。</p> <p><u>(ロ) 実施報告書の提出</u></p> <p>国税庁長官が指定した研修実施団体がコア講師講習を実施した場合には、当該講習を実施した日の属する月の翌月末日までに別紙13に別紙13-1を添えて国税庁長官に提出させる。</p> <p>国税庁長官は、別紙13及び別紙13-1の提出を受けた場</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>合において、当該受講者の中に自らが指定した研修実施団体以外の研修実施団体から推薦された者が含まれている場合には、当該報告書等の該当する部分の写しを当該報告書等の提出を受けた日の属する月の翌月末日までに当該団体を所轄する国税局長に送付する。</p> <p>△ 研修講師講習</p> <p><u>(イ) 研修講師講習の講師</u> <u>研修講師講習の講師は、庁実施研修又はコア講師講習を受講した者とする。</u></p> <p><u>(ロ) 研修講師講習の内容</u> <u>研修講師講習の内容は、当該講習の講師が受講した庁実施研修又はコア講師講習と同程度のものでなければならない。</u> <u>また、庁実施研修又はコア講師講習の受講後に酒類の販売業務に関する法令の改正があった場合には、当該改正内容についても説明を行う必要がある。</u></p> <p><u>(ハ) 実施前における報告</u> <u>研修実施団体が研修講師講習を実施する場合には、当該</u></p>	<p>合において、当該受講者の中に自らが指定した研修実施団体以外の研修実施団体から推薦された者が含まれている場合には、当該報告書等の該当する部分の写しを当該報告書等の提出を受けた日の属する月の翌月末日までに当該団体を所轄する国税局長に送付する。</p> <p><u>(注) 国税庁長官は、庁実施研修を実施した場合は別紙13-1を作成する。また、研修実施団体の指定前の団体に対して庁実施研修を実施した場合、当該団体の指定申請（予定）先が国税局長である場合は、作成した別紙13-1の写しを速やかに指定申請（予定）先の国税局長に送付する。</u></p> <p>□ 研修講師講習</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>講習を実施する日の2週間前までに講習の概要を当該研修実施団体の指定を行った国税局長又は国税庁長官に報告させる。</u></p> <p><u>講習内容が十分でない認められる場合は、国税局長又は国税庁長官は、講習内容を修正の上実施するよう指導する。</u></p> <p><u>(二) 実施報告書の提出</u></p> <p>研修実施団体が研修講師講習を実施した場合には、当該講習を実施した日の属する月の翌月末日までに別紙13に別紙13-2「酒類販売管理研修講師講習受講者名簿（研修講師講習）」を添えて提出させる。</p> <p>税務署長は、別紙13及び別紙13-2の提出があった場合には、速やかに国税局長に進達する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 販売管理研修の受講者</p> <p>販売管理研修は、販売管理者<u>の選任が予定されている者（定期的な研修にあつては、販売管理者）</u>を対象とするものであるが、酒類の適正な販売管理の確保等を図るため、研修実施団体に対し、<u>当該選任が予定されている者</u>以外の者（未成年者を含む。）であっても受講できるものとするよう指導する。</p> <p><u>なお、販売管理研修の実施に当たっては、受講申込者と受講者が相違することのないよう、研修実施団体に対して必要な措置を講ずるよう併せて指導する。</u></p>	<p>研修実施団体が研修講師講習を実施した場合には、当該講習を実施した日の属する月の翌月末日までに別紙13「<u>酒類販売管理研修の講師講習実施報告書</u>」に別紙13-2「酒類販売管理研修講師講習受講者名簿（研修講師講習）」を添えて提出させる。</p> <p>税務署長は、別紙13及び別紙13-2の提出があった場合には、速やかに国税局長に進達する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 販売管理研修の受講者</p> <p>販売管理研修は、販売管理者<u>に選任された者（選任が予定されている者を含む。）</u>を対象とするものであるが、酒類の適正な販売管理の確保等を図るため、研修実施団体に対し、<u>販売管理者に選任された者</u>以外の者（未成年者を含む。）であっても受講できるものとするよう指導する。</p> <p><u>ただし、研修会場の規模等により、受講者数を制限する必要がある場合には、販売管理者に選任された者（選任が予定されている者を含む。）を優先的に受講させるよう指導する。</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 販売管理研修の実施報告書の提出 研修実施団体が販売管理研修を実施した場合には、当該研修を実施した日の属する月の翌月末日までに別紙 15「酒類販売管理研修実施報告書」(以下「実施報告書」という。)に別紙 16「酒類販売管理研修受講者名簿」(以下「受講者名簿」という。)を添えて提出させる。 なお、受講者名簿に代えて別に定める国税庁の指定するフォーマットの電子ファイル(様式は受講者名簿と同じ。)に必要事項を入力したファイルを <u>USBメモリ</u> 等に格納して提出させることとして差し支えない。</p> <p>(6)・(7) (省略)</p> <p>(8) 研修実施団体の所在地等の異動報告書の提出 研修実施団体の次に掲げる内容等に異動が生じたときは、別紙 17「酒類販売管理研修実施団体異動報告書」により、速やかに異動事項等を報告させ、研修実施団体台帳に当該事項を記載する。 税務署長は、別紙 17 の提出があった場合には、速やかに国税局長に進達する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修実施団体の名称及び所在地 ② (2)により提出された実施計画書 ③ (7)により提出された事業報告書等 ④ 定款又は寄付行為 ⑤ 役員の氏名 ⑥ 販売管理研修の対象とする販売場の所在する区域(当該研 	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 販売管理研修の実施報告書の提出 研修実施団体が販売管理研修を実施した場合には、当該研修を実施した日の属する月の翌月末日までに別紙 15「酒類販売管理研修実施報告書」(以下「実施報告書」という。)に別紙 16「酒類販売管理研修受講者名簿」(以下「受講者名簿」という。)を添えて提出させる。 なお、受講者名簿に代えて別に定める国税庁の指定するフォーマットの電子ファイル(様式は受講者名簿と同じ。)に必要事項を入力したファイルを <u>フロッピーディスク</u> 等に格納して提出させることとして差し支えない。</p> <p>(6)・(7) (同左)</p> <p>(8) 研修実施団体の所在地等の異動報告書の提出 研修実施団体の次に掲げる内容等に異動が生じたときは、別紙 17「酒類販売管理研修実施団体異動報告書」により、速やかに異動事項等を報告させ、研修実施団体台帳に当該事項を記載する。 税務署長は、別紙 17 の提出があった場合には、速やかに国税局長に進達する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修実施団体の名称及び所在地 ② (2)により提出された実施計画書 ③ (7)により提出された事業報告書等 ④ 定款又は寄付行為 ⑤ 役員の氏名 ⑥ 販売管理研修の対象とする販売場の所在する区域(当該研

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>修実施団体の加入者に限る場合はその旨)</p> <p>⑦ 研修講師の氏名、住所若しくは勤務先の名称及び所在地</p> <p>⑧ 販売管理研修の実施方法、内容及び販売管理研修受講証の交付に関する事項</p> <p>⑨ 受講手数料の額及びその収納方法に関する事項</p> <p>⑩ 販売管理研修の実施に関する事項の公表方法</p> <p>⑪ 販売管理研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項</p> <p>⑫ その他販売管理研修に関し必要な事項として報告した事項</p> <p>(注) 1 ①から⑤の事実を証する書類については、別に提出させている場合又は公表されている場合など国税局長又は国税庁長官においてその内容が容易に確認できる場合には、提出を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(注) 2 販売管理研修の受講手数料の変更の場合には、変更後の受講手数料の額について、法令解釈通達第8編第1章第86条の9《酒類販売管理者》<u>第1項関係9</u>に基づき検討を行い、受講手数料の額が不相当と認められた場合には、適切な是正指導を行う。</p> <p>(9) 法令改正時等における指導</p> <p>国税局長又は国税庁長官は、酒類の販売業務に関する法令の改正等があった場合には、速やかに研修実施団体にその改正内容を連絡し、コア講師講習、研修講師講習及び販売管理研修に反映させるよう指導するとともに、販売管理研修で使用するテキストの改訂、新旧対照表の<u>差し込み</u>等を指導する。</p>	<p>修実施団体の加入者に限る場合はその旨)</p> <p>⑦ 研修講師の氏名、住所若しくは勤務先の名称及び所在地</p> <p>⑧ 販売管理研修の実施方法、内容及び販売管理研修受講証の交付に関する事項</p> <p>⑨ 受講手数料の額及びその収納方法に関する事項</p> <p>⑩ 販売管理研修の実施に関する事項の公表方法</p> <p>⑪ 販売管理研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項</p> <p>⑫ その他販売管理研修に関し必要な事項として報告した事項</p> <p>(注) 1 ①から⑤の事実を証する書類については、別に提出させている場合又は公表されている場合など国税局長又は国税庁長官においてその内容が容易に確認できる場合には、提出を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(注) 2 販売管理研修の受講手数料の変更の場合には、変更後の受講手数料の額について、法令解釈通達第8編第1章第86条の9《酒類販売管理者》<u>第5項関係5</u>に基づき検討を行い、受講手数料の額が不相当と認められた場合には、適切な是正指導を行う。</p> <p>(9) 法令改正時等における指導</p> <p>国税局長又は国税庁長官は、酒類の販売業務に関する法令の改正等があった場合には、速やかに研修実施団体にその改正内容を連絡し、コア講師講習、研修講師講習及び販売管理研修に反映させるよう指導するとともに、販売管理研修で使用するテキストの改訂、新旧対照表の<u>差込み</u>等を指導する。</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) テキストは各研修実施団体で作成するものであるが、法令の改正等があった場合には、国税庁において販売管理研修のモデルテキストを改訂し、各研修実施団体に提供することとしている。</p> <p>(10)・(11) (省略)</p>	<p>(注) テキストは各研修実施団体で作成するものであるが、法令の改正等があった場合には、国税庁において販売管理研修のモデルテキストを改訂し、各研修実施団体に提供することとしている。</p> <p>(10)・(11) (同左)</p>
<p>第6 飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等</p> <p>酒類業調整官等は、<u>アルコール健康障害の防止を図る観点から</u>、飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等<u>について</u>、以下のとおり啓発等を行う。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 関係行政機関等との連携</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 都道府県レベルにおいては、酒類に係る社会的要請に係る関係行政機関等の連絡協議会を開催する等により情報交換を行うとともに、協調して未成年者の飲酒防止、適正飲酒等に係る周知・啓発、教育の充実に努める。</p>	<p>第6 飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等</p> <p>酒類業調整官等は、飲酒教育及び飲酒防止教育の充実等<u>のため</u>、以下のとおり啓発等を行う。</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 関係行政機関等との連携</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>特に</u>都道府県レベルにおいては、酒類に係る社会的要請に係る関係行政機関等の連絡協議会を開催する等により情報交換を行うとともに、協調して未成年者の飲酒防止、適正飲酒等に係る周知・啓発、教育の充実に努める。</p>
<p>第7 適正飲酒及び未成年者の飲酒防止の啓発等</p> <p>酒類業調整官等は、適正飲酒及び未成年者飲酒防止の啓発等のため、以下のとおり指導を行う。</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 ガソリンスタンド等の販売場に対する指導</p> <p>ガソリンスタンド、ドライブイン等車両を運転する者が利用する</p>	<p>第7 適正飲酒及び未成年者の飲酒防止の啓発等</p> <p>酒類業調整官等は、適正飲酒及び未成年者飲酒防止の啓発等のため、以下のとおり指導を行う。</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 ガソリンスタンド等の販売場に対する指導</p> <p>ガソリンスタンド、ドライブイン等車両を運転する者が利用する</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>頻度の高い場所及びそれらに隣接する場所に所在する販売場については、飲酒運転防止の観点から、次の事項について指導する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 店内放送等による啓発 「飲酒運転は法律で禁止されています」等の店内放送等を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第8 (省略)</p>	<p>頻度の高い場所及びそれらに隣接する場所に所在する販売場については、飲酒運転防止の観点から、次の事項について指導する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 店内放送等による啓発 「飲酒運転は法律で禁止されています」等の店内放送等を行う。</p> <p><u>【参考】道路交法第65条</u></p> <p><u>第1項 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。</u></p> <p><u>第3項 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。</u></p> <p>第8 (同左)</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;">免許を受けた酒類小売業者の皆様へ</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月 税務署</p> <p>酒類は酒税が課せられている財政上重要な物品であり、酒類小売業者は酒類代金の円滑な回収を通じ酒税の確保を図るという重要な役割を担っていることから、免許制を採用しており、免許業者には酒税法、<u>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律</u>（以下「酒類業組合法」といいます。）において様々な義務が課されています。</p> <p>また、酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、近年、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の適正な販売管理に係る社会的な要請が高まっています。</p> <p>このため、次の事項について積極的に対処していただくようお願いいたします。</p> <p><u>なお、酒税法、酒類業組合法、未成年者飲酒禁止法等を遵守していないと認められる場合には、各法律の規定により罰金に処せられ、併せて免許を取り消されることがあります。</u></p> <p>1 酒税法及び酒類業組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行について</p> <p>(1) 酒類の仕入れ・販売状況について記帳してください。</p> <p>(2) 毎年度（4月～翌年3月）の酒類の販売数量等を報告してください。</p> <p>(3) 毎年4月1日現在の酒類の販売管理状況について報告してください。</p> <p>(4) その他酒税法及び酒類業組合法に定める義務を確実に履行してください。</p> <p>2 酒類販売管理者の選任・届出、酒類販売管理研修の定期的な受講、標識の掲示について</p> <p>(1) <u>酒類の販売業務を開始するときまでに、財務大臣の指定を受けた団体が実施する研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）を過去3年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければなりません。</u></p> <p><u>(2) 選任後2週間以内に税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなければなりません。なお、届出に当たっては、受講証の写しを添えてください。</u></p> <p><u>(3) 酒類販売管理者には、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。</u></p> <p><u>(4) 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者が酒類販売管理研修を受講した事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。</u></p> <p>3 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の遵守について</p> <p><u>「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（国税庁告示）を遵守してください。この表示基準には次に掲げるものがあります。</u></p> <p>(1) 酒類の陳列場所における表示</p>	<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;"><u>新たに</u>免許を受けた酒類小売業者の皆様へ</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月 税務署</p> <p>酒類は酒税が課せられている課税物資であり、酒類小売業者は酒類代金の円滑な回収を通じ酒税の確保を図るという重要な役割を担っていることから、免許制を採用しており、免許業者には酒税法、酒類業組合法において様々な義務が課されています。また、酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、近年、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の適正な販売管理に係る社会的な要請が高まっています。このため、次の事項について積極的に対処していただくようお願いいたします。</p> <p>1 酒税法及び酒類業組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行</p> <p>(1) 酒類の仕入・販売状況について記帳してください。</p> <p>(2) 毎年度（4月～翌年3月）の酒類の販売数量等を報告してください。</p> <p>(3) 毎年4月1日現在の酒類の販売管理状況について報告してください。</p> <p>(4) その他酒税法及び酒類業組合法に定める義務を確実に履行してください。</p> <p>2 酒類販売管理者の選任・届出及び酒類販売管理研修の早期受講について</p> <p>(1) <u>酒類販売業免許を受けた後遅滞なく酒類販売管理者を選任し、選任後2週間以内に税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなければなりません。</u></p> <p><u>(2) 酒類販売管理者には、選任後3か月以内に、財務大臣の指定を受けた団体が実施する研修を受けさせるよう努めなければなりません。</u> <u>酒類販売管理研修はできるだけ早期に受講させるようにしてください。</u></p> <p>3 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の遵守について</p> <p>未成年者の飲酒防止に関する表示基準（国税庁告示）を遵守してください。この表示基準には次に掲げるものがあります。</p> <p>(1) 酒類の陳列場所における表示</p> <p>(2) 酒類の通信販売における表示</p> <p>4 未成年者飲酒防止等の推進について</p> <p><u>(1) 未成年者飲酒禁止法、酒税法（免許取消要件）の遵守等</u> <u>未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売した場合には、未成年者飲酒禁止法の規定により50万円以下の罰金に処せられ、あわせて酒税法の規定により免許を取り消されることがあります。</u></p> <p><u>(2) 未成年者飲酒防止等に資する様々な取組の推進</u> 未成年者飲酒防止等を推進する観点から、次のような取組について検討してください。</p> <p><u>① お酒のチラシ等への未成年者飲酒防止のための注意文（「未成年者の飲酒は法律で禁止されています。」など）の掲載</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 酒類の通信販売における表示</p> <p>4 未成年者飲酒防止等について <u>未成年者飲酒禁止法を遵守し、未成年者には絶対に酒類を販売しないでください。</u>また、未成年者飲酒防止等を推進する観点から、次のような取組について検討してください。</p> <p><u>(1)</u> お酒のチラシ等への未成年者飲酒防止のための注意文（「未成年者の飲酒は法律で禁止されています。」など）の掲載</p> <p><u>(2)</u> 店頭やレジ付近、お酒の陳列場所への未成年者飲酒防止のポスターの掲示</p> <p><u>(3)</u> 酒類自動販売機による販売の自粛</p> <p><u>(4)</u> レジ袋の透明化、レジ袋への未成年者飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等</p> <p>5 酒類の公正な取引について</p> <p>(1) 「<u>酒類の公正な取引に関する基準</u>」（<u>国税庁告示</u>）、「酒類に関する公正な取引のための指針」、公正取引委員会の<u>ガイドライン</u>「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」を<u>遵守し、これ</u>に則した取引を行ってください。</p> <p>(2) お酒は節度ある販売が必要な商品です。過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがあるチラシやお酒の目玉商品的な取扱いは自粛してください。</p> <p>(注) 全国小売酒販組合中央会が公正取引委員会の認定を受けた「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」においては、「365 日大安売り」、「二本買うと一本ただ」、「損をしたい」その他これらに類する表現を用いたものを「過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」としています。</p> <p>6 酒類容器等のリサイクルについて 資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、リサイクル関係法令に定める必要な義務を確実に履行してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> (照会先) 税務署 酒類指導官 (TEL -) </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。</p>	<p><u>(2)</u> 店頭やレジ付近、お酒の陳列場所への未成年者飲酒防止のポスターの掲示</p> <p><u>(3)</u> 酒類自動販売機による販売の自粛</p> <p><u>(4)</u> レジ袋の透明化、レジ袋への未成年者飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等</p> <p>5 酒類の公正な取引の推進について</p> <p>(1) <u>国税庁が平成 18 年 8 月に発出した</u>「酒類に関する公正な取引のための指針」、公正取引委員会が<u>平成 21 年 12 月に発出した</u>「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に則した取引を行ってください。</p> <p>(2) <u>過度の廉売を連想させるチラシ及び酒類の目玉商品的な取扱いの自粛など節度ある販売</u> お酒は節度ある販売が必要な商品です。過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがあるチラシやお酒の目玉商品的な取扱いは自粛してください。</p> <p>(注) 全国小売酒販組合中央会が公正取引委員会の認定を受けた「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」においては、「365 日大安売り」、「二本買うと一本ただ」、「損をしたい」その他これらに類する表現を用いたものを「過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」としています。</p> <p>6 酒類容器等のリサイクルの推進 資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、リサイクル関係法令に定める必要な義務を確実に履行してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> (照会先) 税務署 酒類指導官 (TEL -) </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙 2</u></p> <p style="text-align: right;">〇—〇 平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税 務 署 長 〇 〇 〇 印</p> <p style="text-align: center;">酒類の適正な販売管理の確保について（依頼）</p> <p>酒類は、酒税が課されている課税物資であり、また、致酔性を有する飲料です。したがって、酒類の販売に関しては、このような酒類の特性に配慮した適正な販売管理を行う 必要がありますので、下記の事項について遵守してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 酒類の販売に当たっては、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を遵守するとともに、年齢確認の確実な実施など未成年者飲酒防止を徹底すること。2 酒類の取引に当たっては、「酒類に関する公正な取引のための指針」等に基づき、不適切な廉売を行わないなど公正な取引を行うこと。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"><p>(照会先) 税務署 酒類指導官 (TEL -)</p></div> <p style="font-size: small;">この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前						
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 税 務 署</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>酒類の適切な販売管理について</p> </div> <p>平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。</p> <p>平成 29 年 6 月より、次の事項が義務化されていますので、ご留意願います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">(1) 酒類販売管理研修（初回研修）の受講の義務化</td> <td style="padding: 5px;">酒類小売業者（小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。）は、酒類の小売販売場ごとに、<u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません</u>（酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2) 3年ごとの酒類販売管理研修（定期研修）の受講の義務化</td> <td style="padding: 5px;">酒類小売業者は、酒類販売管理者に、<u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません</u>（定期研修を受講させない場合には「勧告」、「勧告」に従わない場合には「命令」の対象となる場合があります。）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3) 標識掲示の義務化</td> <td style="padding: 5px;">酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、<u>公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示しなければなりません</u>。</td> </tr> </table> <p>注1 平成 29 年 6 月 1 日以降は、酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません。ただし、同年 5 月 31 日までに酒類販売管理者を選任し届け出ている場合は、<u>初回研修は、平成 29 年 8 月 31 日までに、前回の受講から3年を経過している者の定期研修は、平成 29 年 11 月 30 日までに受講させる必要があります</u>。</p> <p>注2 酒類販売管理研修は、小売酒販組合などの国税庁長官又は国税局長が指定した団体が実施します。研修実施団体の指定状況及び酒類販売管理研修の実施予定については、国税庁のホームページで確認できます。</p> <p style="text-align: center;">www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/01.htm</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>【この文書についてのお問合せ先】 ○○税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222 ※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。</p> </div>	(1) 酒類販売管理研修（初回研修）の受講の義務化	酒類小売業者（小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。）は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません</u> （酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。）。	(2) 3年ごとの酒類販売管理研修（定期研修）の受講の義務化	酒類小売業者は、酒類販売管理者に、 <u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません</u> （定期研修を受講させない場合には「勧告」、「勧告」に従わない場合には「命令」の対象となる場合があります。）。	(3) 標識掲示の義務化	酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示しなければなりません</u> 。	<p>(新設)</p>
(1) 酒類販売管理研修（初回研修）の受講の義務化	酒類小売業者（小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。）は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません</u> （酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。）。						
(2) 3年ごとの酒類販売管理研修（定期研修）の受講の義務化	酒類小売業者は、酒類販売管理者に、 <u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません</u> （定期研修を受講させない場合には「勧告」、「勧告」に従わない場合には「命令」の対象となる場合があります。）。						
(3) 標識掲示の義務化	酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示しなければなりません</u> 。						

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 3</p> <p>(表)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 税 務 署</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">酒類販売管理研修の<u>受講</u>について</h2> </div> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 の規定に基づき、酒類小売業者(小売を行う酒類製造業者又は酒類卸売業者を含みます。)は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければなりません。</p> <p>酒類販売管理者は、酒類販売管理研修(以下「研修」といいます。)を過去3年以内に受けた者の中から選任しなければなりませんので、酒類販売管理者として選任を予定している方が過去3年以内に研修を受講していない場合は、必ず受講させてください。</p> <p>平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添 1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添 2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。</p> <p><u>研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください</u>(他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません)。</p> <p>※ 研修は、酒類小売販売場において酒類の販売業務の適正な管理を担っている酒類販売管理者について、致酔性を有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき酒類の販売業務に関する法令の知識の向上等を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として行うものです。</p> <p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合があります。<u>また、開催日が追加されている場合もありますので、事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【この文書についてのお問合せ先】</p> <p>〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL00-1111-2222</p> <p>※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。</p> </div>	<p>別紙 3</p> <p>(表)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 税 務 署</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">酒類販売管理研修について</h2> </div> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 の規定に基づき、酒類小売業者(酒類製造業者又は酒類販売業者であってこれら以外の方に酒類を販売する方を含みます。)の皆様方は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならず、また、<u>選任してから3か月以内に酒類販売管理者に酒類販売管理研修(以下「研修」といいます。)を受講させるよう努めなければならないこととされております。</u></p> <p><u>この研修は、酒類小売販売場において酒類の販売業務の適正な管理を担っている酒類販売管理者について、致酔性を有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上等を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として行うものですので、酒類販売管理者には、是非受講させていただくようお願いします。</u></p> <p><u>なお、研修の受講は研修実施団体への事前申込みが必要ですので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体へ直接お問い合わせの上、お申込みください</u>(他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません)。</p> <p>※ 平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添 1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添 2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。</p> <p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、<u>事前に研修実施団体にお問い合わせいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【この文書についてのお問い合わせ先】</p> <p>〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL00-1111-2222</p> <p>※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。</p> </div>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: right;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理者制度について</p> <p>酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により「<u>酒類販売管理者制度</u>」が導入され、平成 15 年 9 月から適用されています。</p> <p>1 酒類販売管理者の選任義務 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者で、かつ、<u>国税庁長官又は国税局長が指定する団体（小売酒販組合等）が実施する研修を過去 3 年以内に受講した者の中から</u>「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。 酒類小売業者（法人であるときはその役員）自身が酒類販売業務に従事し、かつ、<u>研修を 3 年以内に受講している</u>場合には、自ら酒類販売管理者となることができます。 また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため、必要な助言又は指導を行う必要があります。 なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。 ※ <u>酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</u></p> <p>2 酒類販売管理者選任の届出義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2 週間以内にその旨を所轄税務署長に届け出なければなりません。 ※ この届出を怠った場合には、10 万円以下の過料に<u>処せられる</u>こととなっています。</p> <p>3 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させる義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、<u>前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに</u>研修を受講させなければなりません。 ※ <u>定期的に研修を受講させない場合には、勧告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</u></p> <p>4 標識の掲示義務 <u>酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。</u></p> <p>研修の実施団体及び連絡先等は、別添 2「各研修実施団体の連絡先」で確認いただくほか、国税庁ホームページでもご覧になれます。</p> <p>【国税庁ホームページアドレス】 www.nta.go.jp/ ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の販売管理>酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: right;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理者制度について</p> <p>酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、<u>酒類小売業者に対しては</u>、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部が改正され、平成 15 年 9 月から適用されています。</p> <p>1 酒類販売管理者の選任義務 酒類小売業者は、販売場ごとに、<u>酒類小売業免許を受けた後遅滞なく</u>、酒類の販売業務に従事する者の<u>うち</u>から「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。 酒類小売業者（法人であるときはその役員）自身が酒類販売業務に従事する場合には、自ら酒類販売管理者となることができます。 また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する<u>以下のような</u>法令の規定を遵守してその業務を実施するため、必要な助言又は指導を行う必要があります。 なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。 ※ <u>酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50 万円以下の罰金に処せられることとなっております。</u></p> <p>2 酒類販売管理者選任の届出義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2 週間以内にその旨を所轄税務署長に届け出なければなりません。 ※ この届出を怠った場合には、10 万円以下の過料に<u>処せられる</u>こととなっています。</p> <p>3 酒類販売管理者に研修を受講させるよう努める義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、<u>その選任の日から 3 か月以内に財務大臣が指定する団体（小売酒販組合等）が実施する酒類販売管理研修を受講させるよう努め</u>なければなりません。 <u>酒類販売管理</u>研修の実施団体及び連絡先等は、別添 2「各研修実施団体の連絡先」で確認いただくほか、国税庁ホームページでもご覧になれます。 【国税庁ホームページアドレス】 http://www.nta.go.jp/ ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の販売管理>酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前																																																																																																																			
別添 1	別添 1																																																																																																																			
<p>平成 年度 酒類販売管理研修実施予定表 (平成●年●月現在)</p>	<p>平成 年度 酒類販売管理研修実施予定表 (平成●年●月現在)</p>																																																																																																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>それぞれの研修を実施する研修実施団体に直接<u>お問合せ</u>の上、お申込みください。 (研修実施団体の連絡先は別添 2「各研修実施団体の連絡先(研修受講の申込先)」を参照)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>それぞれの研修を実施する研修実施団体に直接<u>お問い合わせ</u>の上、お申込みください。 (研修実施団体の連絡先は別添 2「各研修実施団体の連絡先(研修受講の申込<u>み</u>先)」を参照)</p> </div>																																																																																																																			
(2-1)	(2-1)																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>研修区分</th> <th>時 間</th> <th>研修実施団体名</th> <th>研 修 実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所																																																			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>研修区分</th> <th>時 間</th> <th>研修実施団体名</th> <th>研 修 実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所																																																							
年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所																																																																																																																
年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所																																																																																																																
<p>(留意事項)</p> <p>研修区分欄の表示は、次のとおりです。</p> <p>①「初回<u>研修</u>」とは、酒類販売管理研修を初めて受講<u>する方</u>を対象とした研修です。</p> <p>②「<u>定期研修</u>」とは、酒類販売管理研修を<u>過去に受講したことがある方</u>を対象とした研修です。</p> <p>③「初回<u>研修</u>・<u>定期研修</u>共通」とは、初回<u>研修</u>の受講者と<u>定期研修</u>の受講者を区分せず、両者を対象として実施される研修です。</p> <p>研修実施団体により、研修形式や研修時間等が異なる場合があります。</p>	<p>(留意事項)</p> <p>研修区分欄の表示は、次のとおりです。</p> <p>①「初回<u>受講</u>」とは、酒類販売管理研修を初めて受講<u>される酒類販売管理者</u>を対象とした研修です。</p> <p>②「<u>再受講</u>」とは、<u>前回の酒類販売管理研修を受講後概ね3年経過された酒類販売管理者を対象として、<u>定期的な受講をお願いしている</u></u>研修です。</p> <p>③「初回<u>受講</u>・<u>再受講</u>共通」とは、初回受講者と<u>再</u>受講者を区分せず、両者を対象として実施される研修です。研修実施団体により、研修形式や研修時間等が異なる場合があります。</p>																																																																																																																			

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 4</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 税 務 署</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>酒類販売管理研修について 《定期研修のお知らせ》</p> </div> <p>平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、<u>酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。</u></p> <p>貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、<u>受講期限が近づいておりますので、前回の受講から3年を経過するまでに必ず研修を受講させてください。</u></p> <p>平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。</p> <p>研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、<u>受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください</u>（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。</p> <p>※1 <u>平成●年●月●日から平成●年▲月▲日までの間に研修を受講した酒類販売管理者を選任している酒類小売業者の方を対象に送付しています。研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。</u></p> <p>※2 <u>酒類販売管理者に定期的に研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勸告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</u></p> <p>※3 <u>研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【この文書についてのお問合せ先】</p> <p>〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222</p> <p>※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。</p> </div>	<p>別紙 4</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 税 務 署</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>酒類販売管理研修について 《再受講のお願い》</p> </div> <p>平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性にかんがみ、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類販売管理者には、<u>定期的（概ね3年ごと）に酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講して、常に新たな知識を修得していただく必要があると考えています。</u></p> <p>貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、<u>前回の研修の受講日から概ね3年を経過する時期を迎えますので、研修の趣旨をご理解の上、改めて研修を受講（再受講）させていただくようお願いいたします。</u></p> <p><u>なお、研修受講は研修実施団体への事前申込みが必要ですので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体に直接お問い合わせの上、お申込みください</u>（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。</p> <p>※ 平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。</p> <p>【受講申込時の留意事項】</p> <p><u>別添1に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、事前に研修実施団体にお問い合わせいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【この文書についてのお問い合わせ先】</p> <p>〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222</p> <p>※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。</p> </div>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>【受講申込時の留意事項】</u></p> <p><u>別添1に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p>	

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>別紙 4 - 1</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 税 務 署</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>酒類販売管理研修について 《定期研修のお知らせ》</p> </div> <p>平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、<u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。</u></p> <p>貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、<u>前回の受講から3年を経過していますので、速やかに研修を受講させてください。</u></p> <p>研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勸告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</p> <p>なお、研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。</p> <p>平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。</p> <p>研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、<u>受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください</u>（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。</p> <p>研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【この文書についてのお問合せ先】 ○○税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222 ※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。</p> </div>	<p><u>(新設)</u></p>


新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添1に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、<u>事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p>	

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前																																																																								
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙5</u></p> <p style="text-align: center;">酒類の販売管理に関する社内研修の実施報告書</p> <div style="text-align: center;">  </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 平成 年 月 日 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> 報 告 者 </td> <td style="width: 50%;"> (住所) (氏名又は名称及び代表者氏名) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> ※ 整理番号 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> (電話) 局 番 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;"> 税務署長 殿 </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修に代わる社内研修を下記のとおり実施しましたので、社内研修受講者名簿を添えて報告します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>実 施 場 所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>実 施 年 月 日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>実 施 時 間</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">時 分から 時 分 (正味 時間 分)</td> </tr> <tr> <td>受 講 人 員 (人)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">千 一</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">社 内 研 修 講 師</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理者に 選任されている 販売場の名称等</td> <td colspan="3"> (所在地) (名 称) </td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理研修 の受講日及び 研修実施団体名</td> <td colspan="4"> (受講日) 年 月 日 (研修実施団体の名称) </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(社内研修の内容及び使用教材)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> ※ 税務署整理欄 </td> </tr> </table>	平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (氏名又は名称及び代表者氏名)	※ 整理番号	(電話) 局 番	税務署長 殿					酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修に代わる社内研修を下記のとおり実施しましたので、社内研修受講者名簿を添えて報告します。					記					実 施 場 所					実 施 年 月 日	平成 年 月 日				実 施 時 間	時 分から 時 分 (正味 時間 分)				受 講 人 員 (人)	千 一				社 内 研 修 講 師	住 所				氏 名				生 年 月 日	年 月 日			酒類販売管理者に 選任されている 販売場の名称等	(所在地) (名 称)			酒類販売管理研修 の受講日及び 研修実施団体名	(受講日) 年 月 日 (研修実施団体の名称)				(社内研修の内容及び使用教材)					※ 税務署整理欄				
平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (氏名又は名称及び代表者氏名)	※ 整理番号	(電話) 局 番																																																																					
税務署長 殿																																																																									
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修に代わる社内研修を下記のとおり実施しましたので、社内研修受講者名簿を添えて報告します。																																																																									
記																																																																									
実 施 場 所																																																																									
実 施 年 月 日	平成 年 月 日																																																																								
実 施 時 間	時 分から 時 分 (正味 時間 分)																																																																								
受 講 人 員 (人)	千 一																																																																								
社 内 研 修 講 師	住 所																																																																								
	氏 名																																																																								
	生 年 月 日	年 月 日																																																																							
	酒類販売管理者に 選任されている 販売場の名称等	(所在地) (名 称)																																																																							
酒類販売管理研修 の受講日及び 研修実施団体名	(受講日) 年 月 日 (研修実施団体の名称)																																																																								
(社内研修の内容及び使用教材)																																																																									
※ 税務署整理欄																																																																									

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>別紙5</u></p> <p>(所在地) (名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">(記号番号) 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p style="text-align: center;">定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について (勧告)</p> <p>貴社 (あなた) は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間 (以下「定期的」という。) ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修 (以下「研修」という。) を受けさせていないことから、同条第7項の規定に基づき、平成 年 月 日までに遵守すべきことを勧告します。</p> <p>なお、正当な理由なく本件勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第8項の規定に基づき、酒類販売管理者に定期的な研修を受講させるべき旨を命令することがあります。</p> <p>また、本件勧告に係る定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>別紙6</u></p> <p>(所在地) (名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">(記号番号) 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p style="text-align: center;">定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について (命令)</p> <p>貴社 (あなた) は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間 (以下「定期的」という。) ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修 (以下「研修」という。) を受けさせていないことから、同条第8項の規定に基づき、平成 年 月 日までに遵守すべきことを命令します。</p> <p>なお、命令に従わない場合には、同法第98条第2号の3の規定に基づき罰金の刑に処せられる場合があります。</p> <p>また、この命令に従い定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>別紙 6-1</u></p> <p>不服申立て等について</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。この期間内に審査請求をした場合に、審査請求に対する裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ この処分に対して審査請求をしなかった場合でも、取消訴訟を提起することができますが、期間内に審査請求をしなかった場合には、取消訴訟は、この通知を受けた日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。	<p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 7</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定通知書</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づき申請のあった研修対象者及び研修対象者とする区域を下記のとおりとする酒類販売管理研修の実施団体の指定については、<u>平成 年 月 日</u>付で指定しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 研修対象者</p> <p>2 研修対象者とする区域</p>	<p>別紙 7</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定通知書</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 <u>第 5 項</u>の規定に基づき申請のあった研修対象者及び研修対象者とする区域を下記のとおりとする酒類販売管理研修の実施団体の指定については、<u>平成 年 月 日</u>付で指定しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 研修対象者</p> <p>2 研修対象者とする区域</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 8</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定拒否通知書</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づき申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定については、下記の理由により、指定しないこととしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>	<p>別紙 8</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定拒否通知書</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 5 項の規定に基づき申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定については、下記の理由により、指定しないこととしましたので通知します。</p> <p><u>なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙 8-1</u></p> <p>不服申立て等について</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 国税局長に対して審査請求をすることができます。この期間内に審査請求をした場合に、審査請求に対する裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ この処分に対して審査請求をしなかった場合でも、取消訴訟を提起することができますが、期間内に審査請求をしなかった場合には、取消訴訟は、この通知を受けた日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙 8-2</u></p> <p>不服申立て等について</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。この期間内に審査請求をした場合に、審査請求に対する裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ この処分に対して審査請求をしなかった場合でも、取消訴訟を提起することができますが、期間内に審査請求をしなかった場合には、取消訴訟は、この通知を受けた日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙 8-3</u></p> <p>不服申立て等について</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。この期間内に異議申立てをした場合に、異議申立てに対する決定を経た後の処分になお不服があるときは、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ この処分に対して異議申立てをしなかった場合でも、取消訴訟を提起することができますが、期間内に異議申立てをしなかった場合には、取消訴訟は、この通知を受けた日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 10</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 14 の規定により申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しについては、<u>平成 年 月 日</u>付で取り消しましたから、通知します。</p>	<p>別紙 10</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 14 の規定により申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しについては、<u>平成 年 月 日</u>付で取り消しましたから、通知します。</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 11</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づく酒類販売管理研修の実施団体の指定については、<u>平成 年 月 日</u>付で下記の理由により取り消しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>	<p>別紙 11</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 5 項の規定に基づく酒類販売管理研修の実施団体の指定については、<u>平成 年 月 日</u>付で下記の理由により取り消しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前																																																																																																																																		
<p>別紙 13</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修の講師講習実施報告書</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 平成 年 月 日 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> 報 告 者 </td> <td style="width: 50%;"> (住所) (名称及び代表者氏名) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> ※ 整理番号 (電話) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> 局 番 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right; padding-right: 5px;"> 殿 者 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> 記 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">講師講習区分</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施時間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">時 分から 時 分 (正味 時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受講人員 (人)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">講習講師の氏名 (コア講師講習を受講した者)</td> <td colspan="3"> (受講日) 平成 年 月 日 () </td> </tr> <tr> <td colspan="2">コア講師講習の受講日 及び受講場所</td> <td colspan="3"> (受講場所) </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(講師講習の内容及び使用教材)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">※ 税務署整理欄</td> </tr> </table>	平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	※ 整理番号 (電話)	局 番	殿 者					酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。					記					講師講習区分		<input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習			実施場所					実施年月日		平成 年 月 日 ()			実施時間		時 分から 時 分 (正味 時間 分)			受講人員 (人)					講習講師の氏名 (コア講師講習を受講した者)		(受講日) 平成 年 月 日 ()			コア講師講習の受講日 及び受講場所		(受講場所)			(講師講習の内容及び使用教材)					※ 税務署整理欄					<p>別紙 13</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修の講師講習実施報告書</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 平成 年 月 日 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> 報 告 者 </td> <td style="width: 50%;"> (住所) (名称及び代表者氏名) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> ※ 整理番号 (電話) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> 局 番 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right; padding-right: 5px;"> 殿 者 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> 記 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">講師講習区分</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施時間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">時 分から 時 分 (正味 時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受講人員 (人)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">講習講師の氏名 (コア講師講習を受講した者)</td> <td colspan="3"> (受講日) 平成 年 月 日 () </td> </tr> <tr> <td colspan="2">コア講師講習の受講日 及び受講場所</td> <td colspan="3"> (受講場所) </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(講師講習の内容及び使用教材)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">※ 税務署整理欄</td> </tr> </table>	平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	※ 整理番号 (電話)	局 番	殿 者					酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。					記					講師講習区分		<input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習			実施場所					実施年月日		平成 年 月 日 ()			実施時間		時 分から 時 分 (正味 時間 分)			受講人員 (人)					講習講師の氏名 (コア講師講習を受講した者)		(受講日) 平成 年 月 日 ()			コア講師講習の受講日 及び受講場所		(受講場所)			(講師講習の内容及び使用教材)					※ 税務署整理欄				
平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	※ 整理番号 (電話)	局 番																																																																																																																															
殿 者																																																																																																																																			
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。																																																																																																																																			
記																																																																																																																																			
講師講習区分		<input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習																																																																																																																																	
実施場所																																																																																																																																			
実施年月日		平成 年 月 日 ()																																																																																																																																	
実施時間		時 分から 時 分 (正味 時間 分)																																																																																																																																	
受講人員 (人)																																																																																																																																			
講習講師の氏名 (コア講師講習を受講した者)		(受講日) 平成 年 月 日 ()																																																																																																																																	
コア講師講習の受講日 及び受講場所		(受講場所)																																																																																																																																	
(講師講習の内容及び使用教材)																																																																																																																																			
※ 税務署整理欄																																																																																																																																			
平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	※ 整理番号 (電話)	局 番																																																																																																																															
殿 者																																																																																																																																			
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。																																																																																																																																			
記																																																																																																																																			
講師講習区分		<input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習																																																																																																																																	
実施場所																																																																																																																																			
実施年月日		平成 年 月 日 ()																																																																																																																																	
実施時間		時 分から 時 分 (正味 時間 分)																																																																																																																																	
受講人員 (人)																																																																																																																																			
講習講師の氏名 (コア講師講習を受講した者)		(受講日) 平成 年 月 日 ()																																																																																																																																	
コア講師講習の受講日 及び受講場所		(受講場所)																																																																																																																																	
(講師講習の内容及び使用教材)																																																																																																																																			
※ 税務署整理欄																																																																																																																																			

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後


改正前

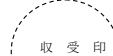
別紙 14

別紙 14

酒類販売管理研修実施計画書

酒類販売管理研修実施計画書

 収 受 印		※ 整理番号				
平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	(電話) 局 番			
殿 者 ㊞						
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施する予定ですので、連絡します。						
記						
順 号	実 施 場 所	実 施 年 月 日	実 施 時 間	受講予定人員 (人)	受講制限 の有 無	共 催 す る 研修実施団体名
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	
16					有・無	
17					有・無	
18					有・無	
19					有・無	
20					有・無	
※ 税務署整理欄						

 収 受 印		※ 整理番号				
平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	(電話) 局 番			
殿 者 ㊞						
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施する予定ですので、連絡します。						
記						
順 号	実 施 場 所	実 施 年 月 日	実 施 時 間	受講予定人員 (人)	受講制限 の有 無	共 催 す る 研修実施団体名
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	
16					有・無	
17					有・無	
18					有・無	
19					有・無	
20					有・無	
※ 税務署整理欄						

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後

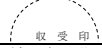
改正前

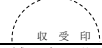
別紙 15

別紙 15

酒類販売管理研修実施報告書

酒類販売管理研修実施報告書

 収 受 印				※ 整理番号	
平成 年 月 日	報告者	(住所)	(名称及び代表者氏名)	(電話)	局 番
院					番
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施しましたので、研修受講者名簿を添えて報告します。					
記					
順 号	1	2	3	4	
実 施 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
実 施 場 所					
実 施 時 間					
受 講 人 員 (人)					
共催した研修実施団体名					
研 修 講 師 名					
研修講師の所属する 研修実施団体の名称					
研修実施団体と研修を 実施した講師が所属 する研修実施団体とが 異なる場合はその理由					
研 修 内 容					
※ 税務署整理欄					

 収 受 印				※ 整理番号	
平成 年 月 日	報告者	(住所)	(名称及び代表者氏名)	(電話)	局 番
院					番
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施しましたので、研修受講者名簿を添えて報告します。					
記					
順 号	1	2	3	4	
実 施 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
実 施 場 所					
実 施 時 間					
受 講 人 員 (人)					
共催した研修実施団体名					
研 修 講 師 名					
研修講師の所属する 研修実施団体の名称					
研修実施団体と研修を 実施した講師が所属 する研修実施団体とが 異なる場合はその理由					
研 修 内 容					
※ 税務署整理欄					

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前																																																																																																																																																														
<p>別紙 17</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体異動報告書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 取 受 印 ※ 整理番号 (電話) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 10%;">報 告 者 殿</td> <td style="width: 40%;">(住所) (名称及び代表者氏名)</td> <td style="width: 10%;">(電話)</td> <td style="width: 10%;">局 番</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の19の規定により、酒類販売管理研修実施団体の異動事項について、下記のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">前</th> <th style="width: 40%;">後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">異 動 事 項</td> <td rowspan="2">研 修 実 施 団 体</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 修 実 施 計 画 書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 報 告 書 等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定 款 又 は 寄 付 行 為</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>役 員 の 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 修 の 対 象 と す る 販 売 場 の 所 在 す る 区 域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研 修 講 師</td> <td>住 所 等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>講 習 受 講 日</td> <td> <input type="checkbox"/>コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/>研修講師講習 年 月 日 </td> <td> <input type="checkbox"/>コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/>研修講師講習 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">酒 類 販 売 管 理 研 修</td> <td>実 施 方 法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>研 修 受 講 証 の 交 付</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受 講 手 数 料</td> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 納 方 法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>販 売 管 理 研 修 の 実 施 に 関 す る 事 項 の 公 表 方 法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>販 売 管 理 研 修 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 の 保 存 に 関 す る 事 項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>そ の 他 販 売 管 理 研 修 に 関 し 必 要 な 事 項 と し て 報 告 し た 事 項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>異 動 理 由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>摘 要</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 年 月 日	報 告 者 殿	(住所) (名称及び代表者氏名)	(電話)	局 番		項 目	前	後	異 動 事 項	研 修 実 施 団 体	住 所		名 称		研 修 実 施 計 画 書			事 業 報 告 書 等			定 款 又 は 寄 付 行 為			役 員 の 氏 名			研 修 の 対 象 と す る 販 売 場 の 所 在 す る 区 域			研 修 講 師	住 所 等			氏 名				講 習 受 講 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	酒 類 販 売 管 理 研 修	実 施 方 法			内 容				研 修 受 講 証 の 交 付			受 講 手 数 料	金 額			取 納 方 法				販 売 管 理 研 修 の 実 施 に 関 す る 事 項 の 公 表 方 法				販 売 管 理 研 修 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 の 保 存 に 関 す る 事 項				そ の 他 販 売 管 理 研 修 に 関 し 必 要 な 事 項 と し て 報 告 し た 事 項				異 動 理 由				摘 要			<p>別紙 17</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体異動報告書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 取 受 印 ※ 整理番号 (電話) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 10%;">報 告 者 殿</td> <td style="width: 40%;">(住所) (名称及び代表者氏名)</td> <td style="width: 10%;">(電話)</td> <td style="width: 10%;">局 番</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の16の規定により、酒類販売管理研修実施団体の異動事項について、下記のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">前</th> <th style="width: 40%;">後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">異 動 事 項</td> <td rowspan="2">研 修 実 施 団 体</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 修 実 施 計 画 書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 報 告 書 等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定 款 又 は 寄 付 行 為</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>役 員 の 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 修 の 対 象 と す る 販 売 場 の 所 在 す る 区 域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研 修 講 師</td> <td>住 所 等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>講 習 受 講 日</td> <td> <input type="checkbox"/>コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/>研修講師講習 年 月 日 </td> <td> <input type="checkbox"/>コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/>研修講師講習 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">酒 類 販 売 管 理 研 修</td> <td>実 施 方 法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>研 修 受 講 証 の 交 付</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受 講 手 数 料</td> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 納 方 法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>販 売 管 理 研 修 の 実 施 に 関 す る 事 項 の 公 表 方 法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>販 売 管 理 研 修 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 の 保 存 に 関 す る 事 項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>そ の 他 販 売 管 理 研 修 に 関 し 必 要 な 事 項 と し て 報 告 し た 事 項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>異 動 理 由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>摘 要</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 年 月 日	報 告 者 殿	(住所) (名称及び代表者氏名)	(電話)	局 番		項 目	前	後	異 動 事 項	研 修 実 施 団 体	住 所		名 称		研 修 実 施 計 画 書			事 業 報 告 書 等			定 款 又 は 寄 付 行 為			役 員 の 氏 名			研 修 の 対 象 と す る 販 売 場 の 所 在 す る 区 域			研 修 講 師	住 所 等			氏 名				講 習 受 講 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	酒 類 販 売 管 理 研 修	実 施 方 法			内 容				研 修 受 講 証 の 交 付			受 講 手 数 料	金 額			取 納 方 法				販 売 管 理 研 修 の 実 施 に 関 す る 事 項 の 公 表 方 法				販 売 管 理 研 修 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 の 保 存 に 関 す る 事 項				そ の 他 販 売 管 理 研 修 に 関 し 必 要 な 事 項 と し て 報 告 し た 事 項				異 動 理 由				摘 要		
平成 年 月 日	報 告 者 殿	(住所) (名称及び代表者氏名)	(電話)	局 番																																																																																																																																																											
	項 目	前	後																																																																																																																																																												
異 動 事 項	研 修 実 施 団 体	住 所																																																																																																																																																													
		名 称																																																																																																																																																													
	研 修 実 施 計 画 書																																																																																																																																																														
	事 業 報 告 書 等																																																																																																																																																														
	定 款 又 は 寄 付 行 為																																																																																																																																																														
	役 員 の 氏 名																																																																																																																																																														
	研 修 の 対 象 と す る 販 売 場 の 所 在 す る 区 域																																																																																																																																																														
	研 修 講 師	住 所 等																																																																																																																																																													
		氏 名																																																																																																																																																													
		講 習 受 講 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日																																																																																																																																																											
酒 類 販 売 管 理 研 修	実 施 方 法																																																																																																																																																														
	内 容																																																																																																																																																														
	研 修 受 講 証 の 交 付																																																																																																																																																														
受 講 手 数 料	金 額																																																																																																																																																														
	取 納 方 法																																																																																																																																																														
	販 売 管 理 研 修 の 実 施 に 関 す る 事 項 の 公 表 方 法																																																																																																																																																														
	販 売 管 理 研 修 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 の 保 存 に 関 す る 事 項																																																																																																																																																														
	そ の 他 販 売 管 理 研 修 に 関 し 必 要 な 事 項 と し て 報 告 し た 事 項																																																																																																																																																														
	異 動 理 由																																																																																																																																																														
	摘 要																																																																																																																																																														
平成 年 月 日	報 告 者 殿	(住所) (名称及び代表者氏名)	(電話)	局 番																																																																																																																																																											
	項 目	前	後																																																																																																																																																												
異 動 事 項	研 修 実 施 団 体	住 所																																																																																																																																																													
		名 称																																																																																																																																																													
	研 修 実 施 計 画 書																																																																																																																																																														
	事 業 報 告 書 等																																																																																																																																																														
	定 款 又 は 寄 付 行 為																																																																																																																																																														
	役 員 の 氏 名																																																																																																																																																														
	研 修 の 対 象 と す る 販 売 場 の 所 在 す る 区 域																																																																																																																																																														
	研 修 講 師	住 所 等																																																																																																																																																													
		氏 名																																																																																																																																																													
		講 習 受 講 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 年 月 日 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日																																																																																																																																																											
酒 類 販 売 管 理 研 修	実 施 方 法																																																																																																																																																														
	内 容																																																																																																																																																														
	研 修 受 講 証 の 交 付																																																																																																																																																														
受 講 手 数 料	金 額																																																																																																																																																														
	取 納 方 法																																																																																																																																																														
	販 売 管 理 研 修 の 実 施 に 関 す る 事 項 の 公 表 方 法																																																																																																																																																														
	販 売 管 理 研 修 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 の 保 存 に 関 す る 事 項																																																																																																																																																														
	そ の 他 販 売 管 理 研 修 に 関 し 必 要 な 事 項 と し て 報 告 し た 事 項																																																																																																																																																														
	異 動 理 由																																																																																																																																																														
	摘 要																																																																																																																																																														